

第 2 期松原市
まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和 3 年 3 月

松 原 市

目次

第1章 松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的考え方	1
1. 総合戦略策定の趣旨	1
2. 総合戦略の位置づけ	2
3. 計画期間	4
4. 推進と検証	4
第2章 松原市の現状と課題	5
1. 第1期総合戦略の基本目標ごとの成果指標の状況	5
2. 近年の人口動向	6
3. 現状から見た課題	6
第3章 ターゲットと基本目標	7
1. ターゲット	7
2. 基本目標	7
3. 横断的な目標	8
第4章 総合戦略の施策体系	10
第5章 基本目標に基づく施策	11
【基本目標1】生涯を通じて「安心」して暮らせる「まち」をつくる	11
【基本目標2】誰もが「健やかに」暮らし、若い世代が結婚・出産・子育ての希望をかなえ、 未来を担う「ひと」をつくる	13
【基本目標3】多様な「魅力」の創出と若者の働く意欲に答えられる「しごと」をつくる	17

第1章 松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的考え方

1. 総合戦略策定の趣旨

日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が制定されました。本市ではこの法律の第10条に基づいて、平成28年3月「松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：平成27年度から平成31年度）（以下、「第1期総合戦略」という。）を策定し、地方創生に向けた取組を推進してきました。

令和元年6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、国において令和2年度以降の次期5か年の総合戦略の策定に取り組むこと及び各地方公共団体においても次期地方版総合戦略の策定を進める必要があることが示されました。

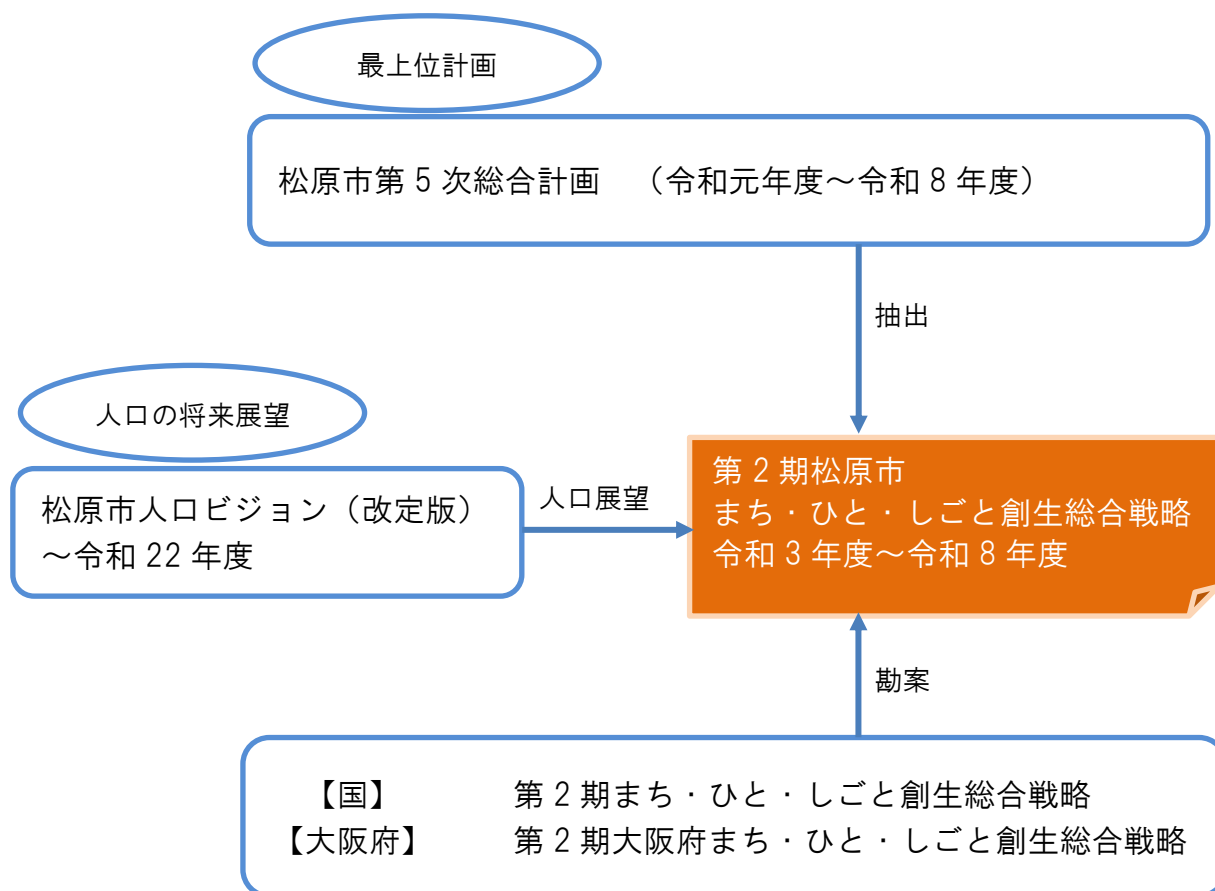
そこで、まち・ひと・しごと創生法の規定により、都道府県は国の総合戦略を勘案して、市区町村は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないこととされている中、国においては、令和元年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、大阪府においては令和2年3月に「第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

以上を踏まえ、本市においては第1期総合戦略の計画期間を1年間延長することとし、令和3年度からスタートする「第2期松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第2期総合戦略」という。）を策定し、人口減少対策や地方創生のより一層の充実・強化に向けて、切れ目のない取組を進めていきます。

2. 総合戦略の位置づけ

第2期総合戦略は、国及び大阪府が定める総合戦略を勘案しつつ、令和22（2040）年を目標年次とする松原市人口ビジョンのもと、松原市の実情に応じた地方創生の基本目標を示し、これを実現するため、今後6年間に集中的に取り組むべき施策展開の方向性を示すものです。

また、平成31（2019）年4月からの8年間を計画期間とする松原市第5次総合計画（以下、「第5次総合計画」という。）は、本市における最上位計画であることから、第2期総合戦略は、第5次総合計画が掲げるまちづくりの基本的な考え方や将来像などの市としての普遍的な方向性や松原市第5次総合計画基本計画に位置付けられた施策等との整合を図るものとします。



◎松原市第5次総合計画

・本市の総合的なまちづくりの指針であり、本市の将来都市像とそれを実現するまちづくりの方向性を明らかにしたものです。

「計画期間」 令和元（2019）～ 令和8（2026）年度
 「将来都市像」 みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら
 「まちづくりの3つの柱（目標）」
 ①安心・安全で活力を生み出すまちづくり 【ハード面のまちづくり】
 ②人を育て、人が輝くまちづくり 【ソフト面の人づくり】
 ③魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくり 【まちのしくみづくり】

◎松原市人口ビジョン

・本市における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示しています。

【目指すべき将来の方向】

松原市で生まれ、松原市で学び、松原市で働く
そして、松原市で家庭を築き、松原市で子どもを産み育てる
という好循環を創る

【人口の将来展望】

若い世代の子育て、定住への施策を推進し、
2040年で102,036人の人口確保を目指す

◎国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

・第1期での地方創生の各種取組について、「継続を力にする」という姿勢で、4つの基本目標の枠組みを維持しつつ、より一層充実・強化させるため、「多様な人材の活躍を推進する」と「新しい時代の流れを力にする」の2つを横断的な目標として定めています。

「基本目標」

- ①稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- ②地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

「横断的な目標」

- ①多様な人材の活躍を推進する
- ②新しい時代の流れを力にする

【政策5原則】 ①自立性 ②将来性 ③地域性 ④総合性 ⑤結果重視

◎第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略

・第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略については、これまでの3つの方向性を継続し、第1期で位置付けた6つの戦略を柱と位置付けています。

「大阪府人口ビジョン」の3つの方向性

- I) 若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現
- II) 人口減少・超高齢社会でも持続可能な地域づくり
- III) 東西二極の一極としての社会経済構造の構築

「総合戦略の基本目標」

- ①若い世代の就職・結婚・出産・子育ての希望を実現する
- ②次代の「大阪」を担う人をつくる
- ③誰もが健康でいきいきと活躍できる「まち」をつくる
- ④安全・安心な地域をつくる
- ⑤都市としての経済機能を強化する
- ⑥定住魅力・都市魅力を強化する

3. 計画期間

令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
松原市第5次総合計画	8年間							
松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略	第1期		第2期総合戦略（6年間）					

4. 推進と検証

第2期総合戦略においては、第1期総合戦略と同じく、PDCAサイクルを構築し効果的に推進します。基本目標ごとに成果指標等を掲げ、進捗状況を把握します。総合的な検証作業については、住民代表、外部有識者を含む「松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会」において行います。

第2章 松原市の現状と課題

1. 第1期総合戦略の基本目標ごとの成果指標の状況

基本目標	成果指標	基準値	実績値	目標値	達成度
基本目標1 生涯を通じて「安心」 して暮らせる「まち」 をつくる	本市の犯罪認知件 数	1,959 件 (H26)	1,025 件 (R1)	0 件	○
基本目標2 生涯を通じて「健や かに」暮らせる「ま ち」をつくる	1000 人市民アンケ ートによる自分の 健康状態が普通以 上と感じる割合	74.5%* (H25)	73.4% (R1)	80%	△
基本目標3 結婚・出産・子育ての 希望をかなえ、未来 を担う「ひと」をつく る	20 歳から 39 歳まで の人口区分におけ る本市転出超過人 数	227 人 (H26)	213 人 (R1)	0 人	○
基本目標4 強みを生かし、若者 の働く意欲に答えら れる「しごと」をつく る	本市の事業者に係 る「厚生年金保険の 被保険者数」	16,832 人 (H27.10)	18,368 人 (R1)	17,632 人	◎

※第2次健康まっばら 21（健康増進計画・食育推進計画）策定時の市民アンケート調査結果より

【達成度の凡例】

- ◎ 実績値が、目標値を上回っている
- 実績値が、目標値には届いていないが、基準値よりは上昇している
- △ 実績値が、目標値には届かず、基準値を下回っている

- 基本目標1：本市の犯罪認知件数は、年々着実に減少を続け、5年間で約900件減少しました。
- 基本目標2：市民アンケートによる自分の健康状態が普通以上と感じる割合は、基準値や国の健康意識調査の結果（73.7%）【平成26年2月実施】とほぼ変わらない状況でした。
- 基本目標3：20歳から39歳までの本市転出超過人数は、平成30年度については、56人と大幅に減少したものの、それ以外の年度では200人以上となり、目標値には届いていません。
- 基本目標4：本市の事業者に係る「厚生年金保険の被保険者数」は、約1,500人増加し、目標は、達成されました。

2. 近年の人口動向

本市の人口推移は1985年（昭和60年）の136,388人をピークにして人口減少が進行し、国立社会保障・人口問題研究所の推計では2040年には約88,000人になるとされ、今後も人口減少はさらに進むものと推計されています。

年少人口（0～14歳）は、1980年（昭和55年）、生産年齢人口（15～64歳）は、1990年（平成2年）をピークに減少傾向に転じる一方、老年人口（65歳以上）は今後ますます増加していく見込みです。

自然動態では、出生数が死亡数を上回る、「自然増」を続けてきましたが、近年は死亡数が増加傾向にあるのに対し、出生数は減少傾向となっており、平成19年以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況となっています。

合計特殊出生率については、1.34となっており、全国の1.43よりも0.09ポイント低く、大阪府の1.37よりも0.03ポイント低くなっています。

社会動態では、転出が転入を上回る、「社会減」の状態が続いてきましたが、近年は、転入が横ばい傾向で、転出は減少傾向にあり、平成30年には転入が転出を上回る、「社会増」となりました。

人口移動を年齢階級別にみると、10～19歳未満の人口区分が転入超過となっている一方、20～29歳までの人口区分については転出超過となっています。このことから年少から学生等になる時期（社会人になる直前の世代）に転入し、社会人になる時期に転出しているということがわかります。

3. 現状から見た課題

（1）自然動態について

自然動態では、老年人口（65歳以上）が今後ますます増加していく見込みであり、それに伴い、死亡数も増加傾向となることから、今後も自然減が続くと考えられます。また、ひとりの女性が一生に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は1.34となっており、全国及び大阪府の平均を下回り、人口規模を長期的に維持するために必要な水準からも大きくかけ離れている状況です。

（2）社会動態について

社会動態では、20歳から29歳までの人口区分における転出超過が、依然として続いている状況となっています。

セーフコミュニティ活動等による刑法犯罪認知件数の減少や、企業立地促進制度をはじめとした取組による本市の事業者の厚生年金保険被保険者数（従業員数）の増加など、地方創生に係る個別施策については、着実に成果が表れているものの、若い世代の転出超過を解消するまでに至っていない状況です。

第3章 ターゲットと基本目標

1. ターゲット

本市の現状の課題を踏まえ、第2期総合戦略のターゲットを、市内外の20歳から39歳までの若い世代とします。特に、女性の多様な働き方や暮らし方を支援することで、出生率の向上やさらなる人口の流入が期待できます。若い世代が健康で安心して暮らすこと、また不安や負担を感じることなく、安心して子育てができるまちを目指し、結婚・出産・子育てへの支援や移住・定住の促進に係る取組など、多様性や人権尊重の視点を踏まえ、若い世代の希望をかなえる施策を引き続き行っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響も懸念される中、雇用を守るための対策を講じるなど、総合的に施策を展開していきます。

2. 基本目標

第1期総合戦略では、国や大阪府の総合戦略及び「松原市人口ビジョン」を踏まえ、基本目標を定めました。地方創生は地域に活力を取り戻していくための息の長い政策であるため、第1期で根付いた地方創生の意識や取組を第2期においても、国と同様に「継続を力にする」という姿勢を保ちつつ、基本目標1については、第1期総合戦略を継承したものとし、基本目標2については、第5次総合計画との連動を図るため、第1期総合戦略の基本目標2及び3を集約したものとし、基本目標3については、第2期総合戦略のターゲットを若い世代としたことを踏まえ、第1期総合戦略の基本目標4に、にぎわいの創出や魅力の発信等の内容を加えたものとします。

【基本目標1】

生涯を通じて「安心」して暮らせる「まち」をつくる

【基本目標2】

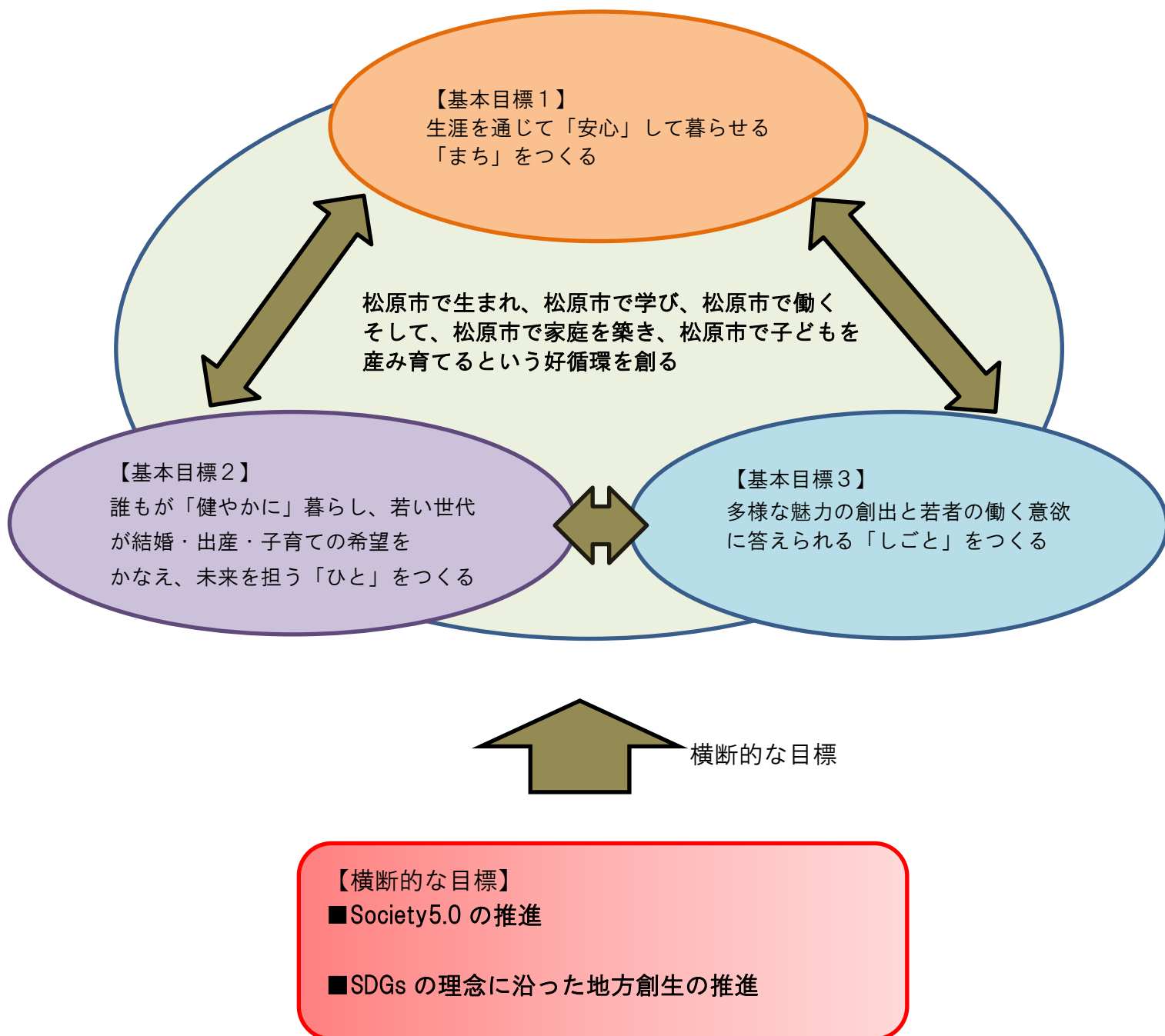
誰もが「健やかに」暮らし、若い世代が結婚・出産・子育ての希望をかなえ、未来を担う「ひと」をつくる

【基本目標3】

多様な「魅力」の創出と若者の働く意欲に答えられる「しごと」をつくる

3. 横断的な目標

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、新たに加えられた横断的な目標の一つに「新しい時代の流れを力にする」とあり、その中で「地域における Society5.0 の推進」や「地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり」が掲げられていることから、本市においても「Society5.0 の推進」及び「SDGs の理念に沿った地方創生の推進」の2つの新たな視点を加えて施策を推進していきます。



(1) Society5.0の推進

「Society5.0」とは、ICTを最大限に活用することによって、サイバー空間（仮想世界）とフィジカル空間（現実世界）を高度に融合させたシステムにより、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」のことを言います。

本市は、「超スマート社会」の実現のため、最新のテクノロジーを地域の特性に応じて有効に活用することにより、地域の課題解決や生産性・利便性の飛躍的向上・産業や生活の質の変化と地域の魅力向上につなげます。本市としましては、総務省が定めるオンライン利用促進対象手続の対象項目のオンライン化を進めます。

(2) SDGsの理念に沿った地方創生の推進

SDGsとは Sustainable Development Goals の略称で、2015年9月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの、持続可能な世界を実現するための国際目標で、17の目標から構成されています。

第2期総合戦略では、SDGsの理念を取り入れ、17の目標のアイコンを活用し、基本目標等がSDGsのどの目標に関連しているのかをマッピングし、視覚的にわかりやすく示します。

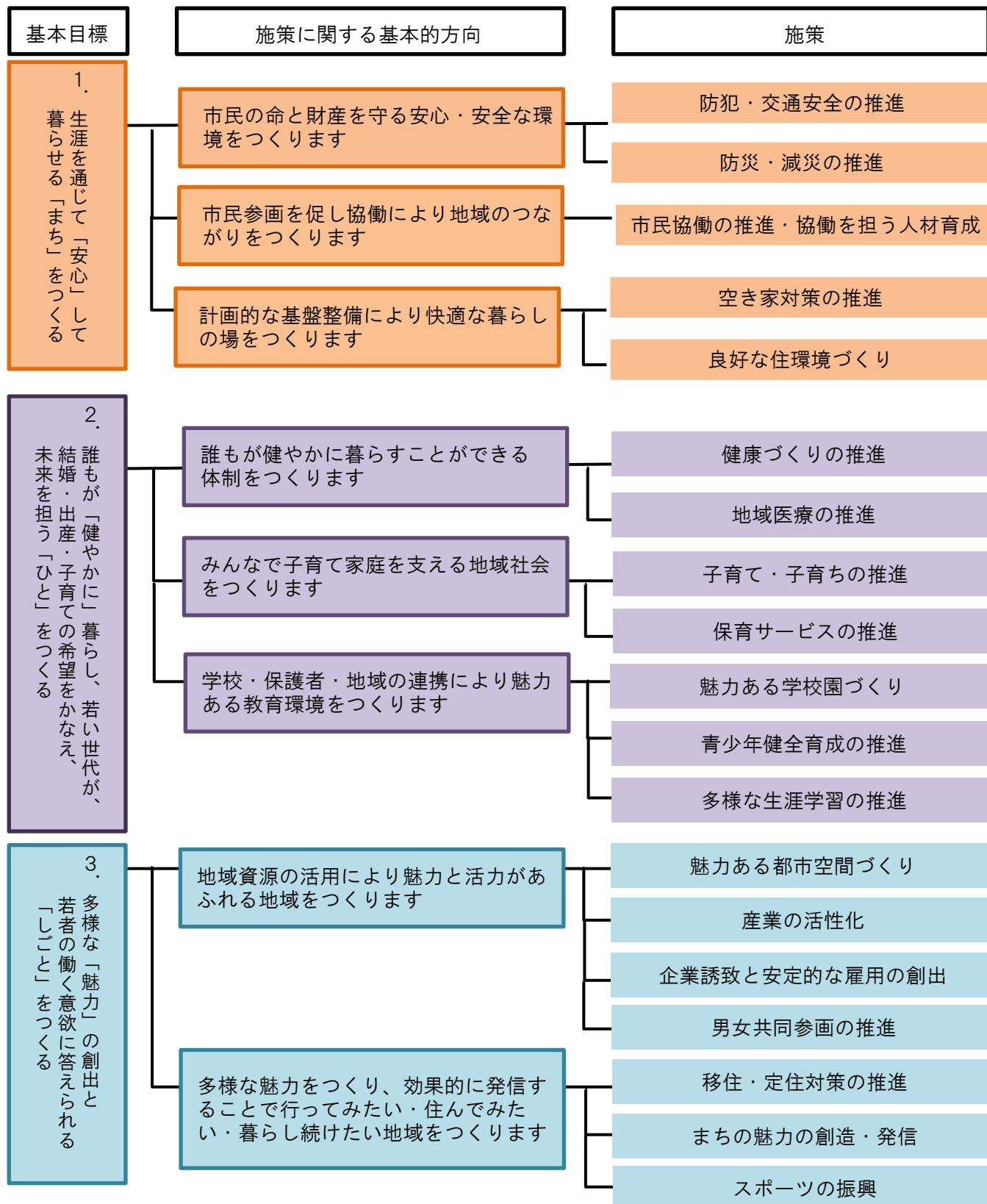
そして、第2期総合戦略に基づく事業の着実な推進により、SDGsの達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4章 総合戦略の施策体系

松原市第5次総合計画に位置付けられる施策の中から、20歳から39歳までの若い世代の移住・定住につながる施策を抽出し、3つの基本目標の実現に向けて効果的に取組を推進します。



第5章 基本目標に基づく施策

【基本目標1】

生涯を通じて「安心」して暮らせる「まち」をつくる

犯罪や事故、そして災害に対する心配が少なく、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる地域を作るため、本市がこれまで取り組んできたセーフコミュニティ活動をさらに推し進めるとともに、災害に強い基盤の整備や災害発生時の対応の強化等を図ることで、生涯を通じて安心して暮らせる魅力的なまちづくりを進めます。

成果指標	目標値	基準値
本市の街頭犯罪認知件数	169件 (R8)	422件 (R1)
本市の交通事故発生件数	360件 (R8)	522件 (R1)

《施策に関する基本的方向》

1. 市民の命と財産を守る安心・安全な環境をつくります

(1) 防犯・交通安全の推進

①防犯体制の充実

地域や警察との連携により、市民の防犯意識の啓発を図るとともに、防犯カメラ・防犯灯の設置促進や青色防犯パトロール活動の強化等、地域における防犯環境づくりの支援を行います。

②交通安全体制の充実

市内の危険箇所への交通安全施設の計画的な整備等、交通安全の環境づくりとともに、交通安全啓発活動や交通安全教室等を通じ、交通安全知識や交通マナーの向上を図ります。

(2) 防災・減災の推進

①地域防災力の向上

学校や事業所での防災訓練のほか、地域防災ネットワークプロジェクト訓練等を通じ、子育て世代をはじめとした市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域における避難行動要支援者の情報共有、活用や自主防災組織の結成、活動支援、各種補助制度を通じて、自助・共助に向けた取組の充実を図ります。

②防災体制の強化

防災無線等の機器の維持管理による災害発生時の情報伝達手段の確保等、災害に強い環境づ

くりとともに、適切な避難情報を発令できる体制整備、円滑な災害応急対応を図るための体制整備を推進します。

③災害に強い地域づくり

道路等の基盤整備をはじめ、住宅等の耐震化、不燃化を促進するとともに、住宅密集地の更新に努め、災害に強い地域をつくりまします。

2. 市民参画を促し協働により地域のつながりをつくりまします

(1) 市民協働の推進・協働を担う人材育成

①協働のしくみづくり

地域の課題について考える機会の創出等、協働のきっかけづくりとともに地域活動を行う組織の活動支援を行い、次世代の担い手の育成に努めます。

②セーフコミュニティ活動の促進

市民への広報や出前講座の実施など、セーフコミュニティ活動の意義やその参加方法について周知・啓発するなど、市民を巻き込んだ活動の推進や活動の評価・検証に基づく活動成果の見える化とともに、6つのセーフコミュニティ対策委員会を中心に、地域と協働で安心・安全なまちづくりを進めます。

3. 計画的な基盤整備により快適な暮らしの場をつくりまします

(1) 空き家対策の推進

①空き家等の適正管理及び利活用の促進

管理不十分な空き家等の増加を防ぐため、適切に現状を把握し、所有者に対して適正な管理、有効活用を促すとともに、空き家等に関する相談体制の充実を図ります。

(2) 良好な住環境づくり

①暮らしやすい住環境の充実

都心への交通利便性を活かした住宅地の誘導や既存の住宅地における更新等による良好な住環境の確保、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした円滑な移動の確保、憩いと交流の場の確保等福祉の視点を踏まえた誰もが暮らしやすい住環境づくりを行います。

《施策に関連するSDGs》



【基本目標2】

誰もが「健やかに」暮らし、若い世代が結婚・出産・子育ての希望をかなえ、未来を担う「ひと」をつくる

誰もが健やかに暮らすことができる地域をつくるため、健康づくりの推進を図り、健康寿命の延伸につなげます。

また、若い世代が結婚・出産・子育てに希望を抱き、松原市でその希望をかなえられるようにするため、地域の力を活用して、「ひとりで子育てをさせない」地域社会をつくります。

さらに、子育て世代が安心して生活することができるよう、妊婦・出産に関する相談業務や経済的支援等の制度の周知など、母子保健の推進を図るとともに、救急医療体制及び小児休日急病診療体制の確保に努めます。

加えて、小中学校9か年を見通し、子どもの学力を向上させ、豊かな心を育み、健やかな体を育成する取組を進めるとともに、インターナショナルセーフスクール等の取組により児童・生徒が安心して学ぶことができる魅力ある学校園づくりを行います。

成果指標	目標値	基準値
健康寿命※ (日常生活動作が自立している期間)	延伸	男性：79.1歳 女性：83.2歳 (H30)
出生者数 (住民基本台帳に基づく年間の出生者数)	896人 (計画期間における年平均)	801人 (R1)

※ここで記載している健康寿命（日常生活動作が自立している期間）は、要介護認定者数から算出した要介護2以上になるまでの期間。（大阪府健康医療部健康推進室提供）

《施策に関する基本的方向》

1. 誰もが健やかに暮らすことができる体制をつくります

(1) 健康づくりの推進

① 市民主体の健康づくりの推進

新型コロナウイルス感染症等の疾病予防や早期発見・早期治療に向けた健康診査や各種検診、予防接種、健康教室、健康相談等を通じ、健康寿命の延伸に向けた市民の主体的な健康づくりにつなげるとともに、うつ予防やストレス解消など、こころの健康づくりの普及啓発を図ります。

② 生活習慣病予防の推進

メタボリックシンドロームの早期予防・改善に重点を置いた特定健康診査・特定保健指導や、学校や地域における食育の推進などによる食生活をはじめとした生活習慣の改善を通じた健康

づくりを支援するとともに、がんに対する正しい知識を持つためのがん教育を行います。

③母子保健の推進

妊婦と乳幼児の健康診査、予防接種等の事業とともに、妊婦・出産に関する相談業務や経済的支援等の制度の周知と適切な利用促進を図ります。

(2) 地域医療の推進

①地域医療体制の充実

かかりつけ医を持つことの普及、医師会との連携、身近な診療所や病院のネットワークの強化により、市民の医療ニーズに対応した質の高い地域医療の提供体制を構築するとともに、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局についても普及を図るなど、地域医療を支える体制の確保に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症等に対応できる医療体制づくりに取り組みます。

②救急医療体制の推進

市民が安心して生活することができるよう、救急医療体制及び小児休日急病診療体制を確保するとともに制度の周知を図ります。

2. みんなで子育て家庭を支える地域社会をつくります

(1) 子育て・子育ての推進

①地域と連携した子育て見守り体制の充実

ファミリーサポートセンターや子育て支援協力員等、地域の人材を活用した子育て支援体制の充実を図るとともに、養育支援家庭訪問や関係機関との連携による児童虐待の未然防止や早期対応を図ります。

②子育て環境の充実

地域の子育て支援拠点等の居場所づくりや子育て支援部門と母子保健部門の連携による相談支援体制の強化など、安心して子育てでき、子どもが健全に育つ環境づくりとともに、困難を抱える子育て家庭への生活支援、学習支援、就業支援、経済的支援や子どもの発達支援、子どもの居場所づくり等の充実を図ります。また、障害のある子どもが地域で安心して支援を受けられるよう体制の充実を図ります。

③妊娠期からの支援の充実

子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期の切れ目のない包括的な支援を行うとともに妊娠・出産に関する相談業務や経済的支援等、安心して子どもを産み育てられる体制づくりに取り組みます。

④ひとり親家庭への支援

支援を必要とする家庭を把握するとともに、相談支援や経済支援、就労支援等の事業や制度の利用につなげ、生活の安定と児童の健全な育成を支援し、ひとり親家庭の自立を促進します。

(2) 保育サービスの推進

①ニーズに応じた保育の充実

保育所における待機児童ゼロの継続、定員内保育の確保を図るなど、保育内容の充実と質的向上に取り組むとともに、各種保育サービスの周知と適切な利用に向けた支援を行います。

②子育てと仕事の両立支援

幼児教育の充実と多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、認定こども園の整備と適切な運営を行うとともに、幼稚園における預かり保育や留守家庭児童会における支援体制の充実に取り組みます。

3. 学校・保護者・地域の連携により魅力ある教育環境をつくります

(1) 魅力ある学校園づくり

①特色ある教育の充実

小中一貫教育による子どもの育ちの連続性を踏まえた指導に取り組み、自ら学び自ら考える生きる力を育むとともに、国際感覚を育む海外交流等により国際社会において活躍できる人材の育成、ICTを活用した授業やプログラミング教育等、特色ある教育の充実を図ります。

②地域ぐるみの学校支援

大学生等のボランティアによる放課後やげんき塾での学習支援など、地域と一体となった総合的な教育活動の推進に取り組むとともに、地域教育協議会での取組等を通じ、様々な交流を促進するなど、教育コミュニティづくりを推進します。

③幼児教育の充実

生きる力の基礎を養い小学校教育との円滑な接続を図る幼児教育の推進や幼保連携による教育・保育の質の向上に向けた取組を実施します。

④安心できる教育環境の確保・ISSの推進

全小中学校におけるインターナショナルセーフスクール（ISS）の取組や、安全でおいしい学校給食の提供、児童生徒の安全面の確保や教育環境の改善のための学校施設の適切な維持管理と老朽化対策を進めるとともに、障害のある児童生徒や医療的ケアが必要となる児童生徒等のニーズに応じて適切な指導、支援が行えるよう、各学校・園の体制の充実を図ります。

⑤心の教育の充実

道徳の教科化等への対応を含めた子どもの心の育成に配慮した教育活動や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と各学校担当者との連携強化等、いじめの未然防止、早期発見・対応、心のケア体制等の充実を図ります。

(2) 青少年健全育成の推進

①青少年を守り育てる地域づくり

青少年健全育成に係る関係団体・学校・家庭・地域との連携のもと、体験活動や社会参加の促

進、青少年が健全に育つ環境づくりとともに、放課後や夏休みの子どもの居場所づくりや、ひきこもり等の課題を抱えた青少年のためのセーフティネットの構築等、社会的自立に向け、一人ひとりの状態や状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

（3）多様な生涯学習の推進

①生涯学習の充実

まつばらテラス（輝）等の学びや活動、交流の場において、市民のニーズや各世代に応じた生涯学習講座の開催など、多様な学習機会を創出するとともに、学習成果の活用に向けた取組を推進します。

②社会教育の充実

市民の社会教育ニーズに応えることができるよう、老朽化対策による安全面の確保や各種機能の拡充により読書の森（松原市民松原図書館）をはじめとする図書館、公民館、文化会館等の施設の有効活用を図り、市民の読書環境の充実や社会教育活動を促進します。

《施策に関連するSDGs》



【基本目標3】

多様な「魅力」の創出と若者の働く意欲に答えられる「しごと」をつくる

地域資源の有効活用により、若者が魅力を感じる多様な雇用やにぎわいを創出することで、市内で働きたい子育て世帯をはじめ若い世代の就業につなげます。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者等への支援を実施することにより、雇用を守るための施策に取り組んでいきます。

また、「行ってみたい」「住んでみたい」「暮らし続けたい」と感じるまちとなるよう、移住・定住促進や観光・文化・芸術・スポーツ等の魅力の磨き上げや掘り起こし、効果的に発信していく取組を行い、活力を生み出すまちづくりを推進します。

成果指標	目標値	基準値
市内従業者数	維持 (R8)	43,740人 (H26)
20歳から39歳までの人口区分における 本市転出超過人数	0人 (R8)	213人 (R1)

《施策に関する基本的方向》

1. 地域資源の活用により魅力と活力があふれる地域をつくります

(1) 魅力ある都市空間づくり

①未利用地を活かした土地利用

市街化調整区域やため池、主要幹線道路沿道等の有効活用に向け、地域との協働のまちづくりを進めます。企業や大規模集客施設等の土地利用の誘導をはじめ、まちの魅力や活力を高める計画的な土地利用を図るとともに、市街化区域への編入を推進します。また、高速道路高架下等についても、有効活用を図ります。

②良好な市街地の形成

開発等においては、身近な自然、農地への配慮を行い、居住・産業等の機能が整った良好な市街地の形成に努めます。

(2) 産業の活性化

①中小企業の経営支援

事業資金のあっせんや松原商工会議所の実施する経営支援、相談等に対する補助等、本市経済において重要な役割を果たす中小企業の経営改善・拡大、事業継承等への取組を支援します。

②商業サービスの充実支援

市内の商業環境を明らかにした上で、市民の生活ニーズに応える商業サービスの確保を図るとともに、商店街等と地域住民が連携して取り組む事業のさらなる活性化を図ります。

③農業の活性化

都市近郊型農業の特性を活かした取組を進めるとともに、直売所への支援や学校給食への地場産野菜の納入等、地産地消を推進します。

(3) 企業誘致と安定的な雇用の創出

①企業誘致の推進

交通基盤等の立地特性を活かし、企業や大規模集客施設の誘致を進めるため、松原市企業立地促進制度の周知等により、市内企業の流出を防ぐとともに、産業の活性化と新たな雇用の創出を図ります。

②雇用環境の充実

求人・求職情報の発信や就労に向けた相談、企業と求職者のマッチング等、きめ細やかな支援を行うとともに、企業に対する働きかけにより、市内における働きやすい雇用環境づくりの支援を行います。

(4) 男女共同参画の推進

①男女共同参画意識の向上

市民が性別に関わりなく、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、事業者に対する意識啓発とともに、多様な就業形態の普及啓発や相談機能の充実、職場等での女性の参画機会の充実を図ります。

2. 多様な魅力をつくり、効果的に発信することで行ってみたい・住んでみたい・暮らし続けたい地域をつくりたい

(1) 移住・定住対策の推進

①移住・定住支援の充実

移住・定住を促進する住環境の整備、子育て環境の充実、雇用の創出、移住者支援など、各分野の連携を強化するとともに、住まいや仕事、子育てに関する情報発信の充実を図ることで、移住・定住支援に関する施策を総合的に推進します。

(2) まちの魅力の創造・発信

①松原ブランドの確立

松原ブランド研究会など産学官の連携や関係機関との協働により、居住環境や子育て環境、産業、観光、歴史・文化、スポーツ等、様々な分野における本市の魅力の再発見や新たな魅力創出とともに、市内外に魅力を発信するためのPRやふるさと納税の促進など、松原ブランドを活かした取組を推進します。

②観光地域づくりの推進と魅力発信

松原市観光協会や関係機関との協働により、これまでに発掘した地域資源を有効活用する「着地型・体験型」観光を中心とした本市ならではの観光スタイルを確立し、情報発信を強化するとともに国内外からの幅広い誘客を図るため、世界文化遺産「百舌鳥・古市古墳群」や日本遺産「竹内街道・横大路（大道）」を有する周辺自治体と連携し、観光ルートづくり、観光客の誘致活動の展開や多言語に対応した取組等を行い、観光地域づくりを推進します。

③まちへの愛着醸成

地域資源や地域特性を活かした交流や学びの機会等、市民や学生、松原市で働いている人がまちの魅力を再発見するきっかけや機会の充実を図り、市民一人ひとりの郷土への誇りと愛着を深め、定住者やリターン者の増加を図ります。

④魅力の向上と効果的な発信

松原市観光親善大使や松原市ドリームアンバサダーの活動、市民や学生による情報発信を含め、多様な媒体を活用した戦略的なPRを行い、松原の知名度やイメージの向上を図るとともに、友好都市協定を締結している台北市文山区との交流や英語圏における交流の拡大を図ります。

（3）スポーツの振興

①スポーツへの支援

スポーツ施設の適正かつ効率的な維持管理や整備等、スポーツ環境の充実とともに、市民運動会やマラソン大会の運営支援、スポーツ教室の開催のほか、スポーツを観る機会の提供等、スポーツの魅力を活かし、多くの人がスポーツに楽しむ機会をつくります。

②競技スポーツへの支援

各種競技団体の活動支援や大会参加者の支援により、競技スポーツの振興を図ります。

《施策に関連するSDGs》



松原市第5次総合計画の施策体系

将来都市像

みんなでつくる 未来へつなげるまち まっばら

まちづくりの柱

1 安心・安全で活力を生み出すまちづくり

- 地域資源の有効活用による雇用やにぎわい創出
- 災害に強いまちづくり
- 快適に暮らせる住環境の向上

2 人を育て、人が輝くまちづくり

- 子育てしやすい環境づくり
- 自ら学び、自ら考える、生きる力の育成
- 市民の主体的な健康づくりの支援
- たがいに支え合える地域づくり

3 魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくり

- まちの魅力づくりと効果的な発信
- セーフコミュニティ活動の推進
- 地域コミュニティの活性化

基本方針

- 基本方針1 地域資源の活用により魅力と活力があふれる地域をつくります
- 基本方針2 市民の命と財産を守る安心・安全な環境をつくります
- 基本方針3 計画的な基盤整備により快適な暮らしの場をつくります
- 基本方針4 環境保全意識の向上により持続可能な地域をつくります
- 基本方針5 みんなで子育て家庭を支える地域社会をつくります
- 基本方針6 学校・保護者・地域の連携により魅力ある教育環境をつくります
- 基本方針7 誰もが健やかに暮らすことができる体制をつくります
- 基本方針8 福祉の充実により安心して暮らせる地域をつくります
- 基本方針9 人権・共生意識の向上により誰もが認め合う地域をつくります
- 基本方針10 多様な魅力をつくり、効果的に発信することで行ってみたい・住んでみたい・暮らし続けたい地域をつくります
- 基本方針11 市民参画を促し協働により地域のつながりをつくります
- 基本方針12 安定的な行財政運営のしくみをつくります

施策

- 施策1 魅力ある都市空間づくり
- 施策2 産業の活性化
- 施策3 企業誘致と安定的な雇用の創出
- 施策4 防災・減災の推進
- 施策5 消防・救急体制の充実
- 施策6 防犯・交通安全の推進
- 施策7 道路・公共交通の整備
- 施策8 良好な住環境づくり
- 施策9 空き家対策の推進
- 施策10 上下水道事業の推進
- 施策11 生活環境の保全
- 施策12 環境負荷の少ない地域づくり
- 施策13 子育て・子育ての推進
- 施策14 保育サービスの推進
- 施策15 魅力ある学校園づくり
- 施策16 青少年健全育成の推進
- 施策17 多様な生涯学習の推進
- 施策18 健康づくりの推進
- 施策19 地域医療の推進
- 施策20 地域福祉の推進
- 施策21 高齢者福祉の推進
- 施策22 障害者福祉の推進
- 施策23 人権尊重の推進
- 施策24 男女共同参画の推進
- 施策25 多文化共生の推進
- 施策26 移住・定住対策の推進
- 施策27 まちの魅力の創造・発信
- 施策28 歴史・文化の保全・活用
- 施策29 スポーツの振興
- 施策30 市民協働の推進・協働を担う人材育成
- 施策31 地域コミュニティの活性化
- 施策32 計画的な財政運営の推進
- 施策33 適切な行政運営の推進

取組項目

- ①未利用地を活かした土地利用 ②良好な市街地の形成
- ①中小企業の経営支援 ②商業サービスの充実支援 ③農業の活性化
- ①企業誘致の推進 ②雇用環境の充実
- ①地域防災力の向上 ②防災体制の強化 ③災害に強い地域づくり
- ①消防体制の充実 ②救急体制の充実
- ①防犯体制の充実 ②交通安全体制の充実
- ①幹線道路の整備、維持管理 ②生活道路の整備、維持管理 ③歩行空間の確保 ④公共交通の確保
- ①暮らしやすい住環境の充実 ②市営住宅の適切な管理 ③公園の整備、維持管理と緑化推進
- ①空き家等の適正管理及び利活用の促進
- ①上水道の整備、維持管理 ②下水道の整備、維持管理 ③効率的・安定的な事業運営
- ①ごみの分別化・減量化・資源化の推進 ②安定的なごみ処理の推進 ③地域ぐるみの生活環境の保全
- ①地球環境にやさしい暮らし方の普及 ②身近な自然環境の保全
- ①地域と連携した子育て見守り体制の充実 ②子育て環境の充実 ③妊娠期からの支援の充実
- ①ニーズに応じた保育の充実 ②子育てと仕事の両立支援
- ①特色ある教育の充実 ②地域ぐるみの学校支援 ③幼児教育の充実 ④安心できる教育環境の確保・I・S・Sの推進 ⑤心の教育の充実
- ①青少年を守り育てる地域づくり
- ①生涯学習の充実 ②社会教育の充実
- ①市民主体の健康づくりの推進 ②生活習慣病予防の推進 ③母子保健の推進
- ①地域医療体制の充実 ②救急医療体制の推進
- ①地域包括ケアシステムの充実 ②地域の支え合い、助け合いの促進 ③生活困窮者への支援 ④ひとり親家庭への支援
- ①介護サービスの充実 ②高齢者の生きがいづくり ③認知症施策の促進
- ①障害者の就労支援の充実 ②障害福祉サービスの充実 ③障害者の社会参加の促進
- ①人権教育・啓発の充実 ②人権擁護機能の充実
- ①男女共同参画意識の向上
- ①多文化共生の地域づくり ②非核平和社会の実現
- ①移住・定住支援の充実
- ①松原ブランドの確立 ②観光地域づくりの推進と魅力発信 ③まちへの愛着醸成 ④魅力の向上と効果的な発信
- ①文化財の保全と活用 ②文化芸術活動の促進
- ①スポーツへの支援 ②競技スポーツへの支援
- ①協働のしくみづくり
- ①地域コミュニティ活動の促進 ②セーフコミュニティ活動の促進
- ①財政健全化に向けた取組の充実 ②財産管理の充実
- ①行政サービスの質の向上

※第2期総合戦略において、施策20 地域福祉の推進 取組項目④ひとり親家庭への支援は、施策13 子育て・子育ての推進に位置付けるものです。
 施策24 男女共同参画の推進 取組項目①男女共同参画意識の向上は、「基本方針1 地域資源の活用により魅力と活力があふれる地域をつくります」に位置付けるものです。
 施策31 地域コミュニティの活性化 取組項目②セーフコミュニティ活動の促進は、施策30 市民協働・協働を担う人材育成の推進に位置付けるものです。

